



小児特定疾患カウンセリング料

保険適応範囲の変更のお知らせ

当センター小児科では、これまで小児特定疾患に該当されるお子さま、および付き添いの保護者さまへ医師と心理士の連携のもとカウンセリング等を行ってまいりました。このたび、令和2年4月の診療報酬改定に伴い、7月より保険の取り扱い範囲が変更となりましたのでお知らせいたします。

保険の取り扱いについて

- ・ カウンセリング開始から **2年を限度** に保険が適用されます。
- ・ カウンセリング開始から2年を超える場合は **自費診療での継続** もご利用いただけます。

<自費診療について>

※自費は1回50分につき2000円（税別）となります。

※自費診療での継続は、主治医及び担当心理士との話し合いのもとで行ってまいります。

問合せ先: 小児科外来